

論点を踏まえたこれまでの議論の整理(案)に対するご意見	
1	はじめに
	<p>(1) 本市における障害者保健福祉の取り組み</p> <p>(2) 本市における障害を理由とする差別の現状</p> <p>(3) 差別が生じている要因等</p> <p>(4) 差別解消に必要なこと</p> <p>(5) 市民との協働による独自の条例づくり—実効的な差別解消への取り組みへ</p>
市川委員	<p>(4)について 「市民等が」の表記を「市民、事業者、市それぞれが」とする。(P. 4「差別に該当する行為が禁止される相手方」と合わせた方が分かりやすい。)</p> <p>(5)について 「市民自身が」は「市民が」で良い。(他の力所との表現方法合わせる。) 仙台市独自の条例を制定・施行する方向を示すことは、積極的、意欲的であり、そうすべきと考えるが、この先何をもって「独自」と呼べるのか、具体的に要素を列挙し検討する必要がある。</p>
佐々木委員	<p>(4)について、「差別された」と認識できない障害者への対応策を検討することも重要ではないか</p> <p>(5)市民が主体的取り組むためには、障害をもっと身近なものとして捉えること。「人ごとではない」と感じて貰う事も重要ではないか。</p>
杉山委員	<p>(2)(3)について 「障害をもつ人を差別してはいけない」誰もがそう考えている。しかしながら、現状はあらゆる場面で障害を理由とした不当な取り扱いを受け、個人の尊厳を否定され、社会文化的な活動からとすれば排除される現実がある。 障害をもつ人が、その尊厳を保ち地域社会で自由に暮らすためには、様々な環境整備(福祉サービスの充実、教育の充実、意識の改革、物理的・心理的バリアの除去等)が不可欠である。 これまで、特別な配慮として捉えられてきたこれらの環境整備を仙台市民全体の目標・権利として位置づけ、取り組んでいくためのルール作りをする必要がある。以上のようなことをもっと明確に打ち出す必要がある。 無理解・誤解・偏見に基づく差別の記述があるが、前提として「差別」が障害を理解しないことによって発生するというよりも、社会の物理的環境やシステム(法律・制度・慣習など)が“多数派”である健常者に合わせて構築されてきたことによって発生することを認識しなければならない。 したがって、差別は単純に障害を理解すれば解消できるものではない。「理解」と同時に、上記の環境やシステムの変革、価値観の変革が必要不可欠である。 障害の理解においても、「どのような理解をし、対応をするか」が最も重要な点である。</p> <p>(4)について 条例を作るうえで、何が権利侵害なのか、何が必要な配慮なのか、明らかにし、その基準を示す必要がある。それは、市民が往々にして意図しないままに差別や権利侵害をしてしまうと思われるからである。</p> <p>(5)まずは、条例を検討しているということ、障害者以外の人に知ってもらわなければいけない。まずは障害者施策推進協議会でもっと時間をかけて議論をするべきである。と同時に市民の方にもっと知ってもらう努力を続けるべきである。仙台市内部においても、いろんな部局を巻き込んで条例づくりをするべきである。</p>
中村(晴)委員	<p>(1)(2) ココロン・カフェがていちやくしてきたことを評価する。 * 市政だよりやマスコミ(河北記事)で積極的に周知して参加者も増えているが、障害者関係者以外に広がりが少ないことへの工夫が必要。</p> <p>(3) 無理解・無関心 * 時には自分もなりうるという、障害者を身近に感じてもらうための”市政出前講座”を仕掛けるなど。</p>
白江委員	<p>(3)㊸知らないこと。㊹知っているも正しく知られていないこと。</p> <p>(5)㊸知っているも偏見が根強いこと。 大きく3つの視点で考える必要がある。いずれも幼い頃からの啓発(共に生きる環境作り)が不可欠。啓発は共に生きる中で実感として身につけること。 年齢、ステージにあわせた対応を考える。</p> <p>(4)差別＝人権侵害は罪であること(法的に罰するかどうかは別として)を認識していく。換言すれば、権利条約でも言われている”差別”とは何か＝今どういう状況になっているか＝をしっかりと認識してもらう。</p> <p>(1)柔軟性ある対応を市の判断で行えるように。</p> <p>(5)差別解消ネットワークの構築</p>

論点を踏まえたこれまでの議論の整理(案)に対するご意見	
1	はじめに
諸橋委員	<p>障害者差別には、障害者に対する理解のなさなどからくる不適切な差別的対応(無意識の、非意図的差別)もあるが、それを裏付けている意識的な且つ、制度的な差別がまずある。社会の仕組みとしてあたかも当たり前のようにあるが、社会にある差別観の根源(要因)である。具体的には、就労や就学、社会参加のあらゆる場面で障害者の参加や権利保障に立ち上がり、排除や権利はく奪が行われているのではないか。疾病や機能障害によって、能力的に劣ったものとされ、社会的に排除されているハンディキャップを是正する方向を示す必要があると思う。</p>

2	<p>障害を理由とする差別解消における理念について</p> <p>(1) 目指すべき社会像 (2) 差別解消の理念の考え方 (3) 共生社会を実現するために必要なこと (4) 仙台市の福祉のまちづくりの歴史 (5) 複合的に差別を受けやすい女性等の障害者の視点 (6) 罰則規定</p>
市川委員	<p>(3)障害者と障害者でない人が建設的対話を行いながらを、解決に向けた誠意ある話し合いを、とした方が分かり易いと思う。 (5)女性の障害者の視点を盛り込むことは必要。併せて「女性等」と表記しているのであれば、「障害児」も同様に必要を盛り込む。 (6)罰則規定はなくとも、個別法等での対応が備わっていれば良いと思う。首長による勧告、公表に加え、協議会の意見として出た「教育、講習」などはどうでしょうか。「独自」の方策になりませんか。又、差別を受けた障害者への救済(メンタル面、金銭的保障等)も現行法で対応可能ですか。</p>
佐々木委員	<p>(1)「解り合い、労わり合える社会」</p>
杉山委員	<p>(1)(3)(4)を前文としてまとめるべきである ・前文は、条例制定に至る背景や現状、趣旨などを広く市民に示すために設ける。 ・仙台市が共生社会を目指すための「生活圏拡張運動」発祥の地であることを盛り込む。 ・障害をもつ人が社会に参加するための様々な取り組みがなされてきたが、未だ不十分な状況にあることを示す。 ・東日本大震災により未曾有の被害を被ったが、亡くなった率に象徴されるように、障害を持つ市民が困難な状況に置かれたことを示す。 ・これらを踏まえ、障害を持つ人を含めたすべての市民が共に安心して自由に生きていくことができる環境、社会をつくるための決意を表明する。 条例に前文を設けるかどうか協議会で議論すべきだと思う。前文を設けるということになれば、前文に入れたい言葉を市民から募集して、市民の「手作り」で前文を作っても良いと思う。市民に関心を持ってもらうためにも。</p> <p>(2)その前文に続けて「差別解消の理念の考え方」について明確にすべきである ①「障害」についての考え方が「医療モデル」から「社会モデル」に変わったことを明確にすること。 ②共生社会を構築するために、障害の有無によらず、等しく人権を享受する個人として尊重され、権利の行使を保障されること。 ③障害をもつ人も社会の一員として、地域生活を営む権利があることを確認すること。 ④障害の有無によらず、参加できる地域社会を市民全体で構築していくこと。 ⑤「差別する側とされる側に分けて相手側を一方向的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないこと。」(※長崎条例第3条4項より)</p> <p>(3)なお目的については、以下の点を盛り込み明確にすべきである。 ①障害や障害をもつ人に対する理解を深めること。 ②障害をもつ人に対する差別を禁止すること。 ③障害の有無によらず、地域社会に参加しながら生活できる社会を実現すること。</p> <p>(5)については、3の差別の定義についての項目に入れるべきである。 (6)については、6の相談支援体制についてに入れるべきである</p>
千葉委員	<p>(6)については、第三者委員会的な調整委員会を置いたらいいと思う。</p>
久保野委員	<p>(1)について、「障害があっても当たり前前に生活し参加できる」という意見に賛成します。</p> <p>(2)(3)について、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供・不提供」は区別して位置付けるのが適当だと考えます。合理的配慮については、その「不提供を禁止」というよりは、(3)に記載されているように、その「提供」の拡大、促進を目指すという方が、共生社会の円滑な実現に資すると思います。</p> <p>(6)について、個人情報保護条例や他の個別法に対応の仕組みがある場合についても、だから今回の条例の対象から外すという方向ではなく、条例に含めたいうえで、それらに適切につなぐことを明示する方向をとるべきだと考えます(市民の目から見て、障害者の差別の問題についてはこの条例を見れば一通りのことがわかる(少なくとも、そのための手掛かりが書き込まれている)というのが望ましいと考えます)。</p>
中村(晴)委員	<p>(1)インクルージョン社会 (2)市民一人一人の違いを認め合うこと *「みんな違ってみんないい」のキャッチフレーズを定着できる工夫。 (3)学校教育、子供会活動、児童館での放課後ケア等小さい頃からのふれあいが効果的。 (6)罰則規定は、条例にはなじまない。 *差別解消の啓発活動に力点を置くべき。</p>

2 障害を理由とする差別解消における理念について	
白江委員	<p>「障害」ということに拘らず、差別は何かを広く啓発する。</p> <p>常に人間心理として差別は起りうる、そのためには、一定の厳しい対応も必要。 共に生きることを目指す理念・街づくりは必要不可欠だが、痛みや苦しみを受けている現状にどう対処(罰則と言わずとも何らかのペナルティ)するかも議論は尽くすべき (4)当事者運動の取り組みが底流に必要</p>
諸橋委員	<p>差別解消の理念を述べる前提として、国際的な基準となっている『権利条約』とICF(国際生活機能分類)を学び、その水準から条例に表現や私たちの考えに反映すべき。 障害者が持っている良さを生かす、「障害」や疾患、見た目、社会的不利を是正するための、社会的な助け合い、分かち合いの社会であって、障害や性、出自等によっての差別はあってはならない。「国民優性法」や「優性保護法」を根拠にして多くの女性障害者や男性も中絶や断種が行われたことは歴史の負の教訓ですが、出生前診断が何の検証もされずに実施されていることをみると、女性・性の視点は重要と思います。罰則は、刑事罰的なものは条例ではなじまないかとは思いますが、それ以外、訓告や差別の公表、公的役務からの除外などの社会的な『罰則』は必要と思います。</p>
ご意見等(H26年度第9回)	
赤間宏委員	<p>○条例が目指すべき社会像について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活ができる共生社会。 ・家庭、学校、地域、事業所(会社)などあらゆる機関・場において、障害の有無にかかわらず普段から自助・共助・公助の取組がなされ、市民として共に安心して暮らすことのできる社会。 ・寛容性に富み、障害のみならず人間の多様性を認め合える社会。 <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害や障害者に対する理解を広げること。 ・差別をなくすための取組について定めること。 ・自治体に限らず、個人における責務や努力事項についても触れること(この場合の個人も、障害の有無によらない)。 <p>○罰則等の規定の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共生社会の実現」という理想に向かうに際しては、罰則を規定することはなじまない。 ・学校における道德教育と重なる。すなわち、良いことと知りながらそれができない。悪いことと知りながらそれをやってしまう。人間だれもがもつ弱さを自覚しながらも、それでもよりよく生きたい、行動したいと自らを律する人間としての強さを信じたい。 <p>道德教育に罰則が似合わないように、今回の条例にも、それはふさわしくない。</p>
小山委員	<p>○条例が目指すべき社会像について</p> <p>障害を有する人への理解促進と差別の禁止・解消を実現するとともに、全ての市民に差別や偏見の無い、安心して生活ができる優しい地域社会を構築する。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント</p> <p>条約・条例等の周知はもちろん必要ですが、障害者又は障害に対する理解の深まりが差別解消や合理的配慮の充実につながると思うので、障害に関する広報・啓発活動を継続的に行うことが大事だと思います。</p> <p>その際、障害者への差別解消や合理的配慮に問題意識を持っていても、障害の無い人にはどうしても気づかないことがあると思います。普段、日常生活で見過ごされる事例や事業所などにおける改善事案などの広報資料の作成、また、事業所向け、学校向け、市民向けなど、広報対象に合わせて広報資料を作成して周知するのも方法かと思います。</p> <p>○罰則等の規定の有無について</p> <p>市民の気運の高まりから差別等の無い共生社会を実現することが大事だと思いますので、罰則は馴染まないと考えます。</p> <p>○その他</p> <p>より良い条例とするため、条例施行後、一定期間ごとに市民の声を反映させた検証を行い、必要に応じて改定を行うことが必要と考えます。</p>
川村委員	<p>○条例が目指すべき社会像について</p> <p>健常者と障害者が分け隔てられることなく、障害が一つの個性として認識され、あらゆる人々が、ごく自然に、街中や学校、職場などを行き交う世界です。このことは当然理想論ではありますが、小児科医としての立場からは当然のことのように思えます。現実の社会において、何もできない赤ちゃんや大人が分け隔てられているものではありません。当然のことながら、誰もこのことを不自然と感じているはずがありません。ものも言わぬ赤ちゃんも善悪を区別できない幼児もひとつの個性と認識し、社会の一員として分け隔ても差別もされていない現実があります。これが自然であり、個性が尊重されている社会です。子どもは大人に守られ、守る大人は子どもの成長によって多くのことを学ぶのです。お互いの立場がお互いに影響を与えながら社会の好循環を形成していくことが理想です。この個性を尊重しながら守り守られていく当たり前のことが、差別解消を推進するための条例が目指す社会像と考えます。</p> <p>さらにキーワードを挙げるなら、障害のある人が必要に応じて支援を受けつつ、“自分の生き方”を自分で決め、その生き方が尊重される【自己決定】と障害のある人が、地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もが共に支え合う【共生】の二つです。</p> <p>・差別解消の取り組みに係る重要なポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.障害者権利条約、差別禁止法、条例の広報 2.障害者差別禁止条例制定だけでなく、多くの市民に必要性を啓発すること。 3.障害に対する理解を深め、障害特性によって異なる対応が必要であることを知ること。 4.障害を持つ人の気持ちを理解すること。 <p>何が差別で何が差別でないかの具体的事例の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 5.交流、コミュニケーションの場の提供

2 障害を理由とする差別解消における理念について

黒瀬委員

○条例が目指すべき社会像について
 年々、精神障害者が増加している今日、理解促進が重要な課題です。幼い頃からの教育が大事です。心の病いは外見からは分かりづらい理解の配慮が必要です。大人の何気ない放言で、傷ついて病いになる人もおります。条例作りで最初に取り組んでほしい事は理解する為の取り組みが必要に思います。
 障害(病気)を知らない事で理解が出来ないと思います。
 ○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント
 検討部会の委員の皆様にお願ひです。精神障害に関して精通しておられる方、話が通じる方、病気が重複している方が沢山おります。
 どうぞご理解いただき取り組んで頂きたく思います。
 ○罰則等の規定の有無について
 精神障害者及び家族は報道、ニュース等で重い事件が発生する度、障害者に視線を向けられ辛い思いをしている。精神鑑定は必要ですが最悪の事件の場合は重い刑を望む家族や周囲の声を良く耳にします。
 ○その他
 精神の病いで家族として望む事。
 当事者は医療機関につながりますが、家族は行政、事務所等につながないケースがまだまだ見受けられます。家族同士のつながりの重要性、家族が学んでほしい悪化させないために、宜しくお願い申し上げます。

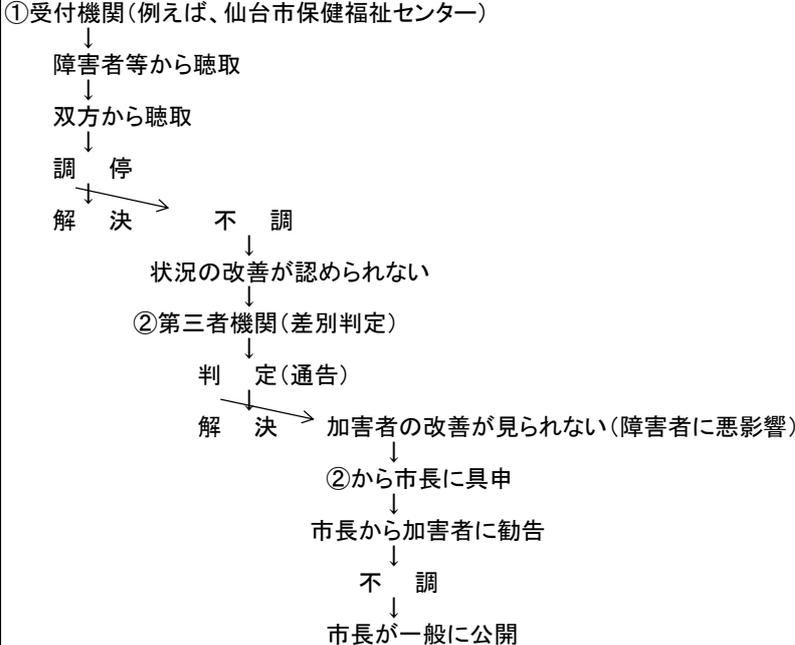
坂井伸一委員

○条例が目指すべき社会像について
 ①障害者に対する個人の権利を妨げないこと。(差別をしない)受けられる権利(生活する権利・居住する権利・サービスを受ける権利・就労する権利等)を阻害しない。
 ②障害者・市・市民・事業者の交流を活発化させ、積極的に偏見や誤解を排除し、互いに生活を共有・協働し、協力して障害への理解を深める社会を構築すること。(障害者と市民等が互いに認め合う社会の構築・障害者を受け入れる柔軟性の確立)
 ③「差別」という概念が無くなる共生社会の実現。
 ④障害者は障害のない人と同等な個人の権利を有し、互いに社会生活を通じて社会貢献に寄与することを目指す。
 ⑤障害者も、障害のない人も共に安心して暮らせる社会(共生社会)の実現を図る。

○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント
 障害者権利条約
 ① 第2条 定義:「コミュニケーション」・「障害による差別」・「合理的配慮」
 ② 第3条
 ③ 第24条 教育
 ④ 第27条 仕事と雇用
 ⑤ 第11条 緊急時や災害時における安全

○罰則等の規定の有無について
 基本的には、第三者機関が介入し、当事者の調和を働きかけるのが原則と考える。
 以下、対応(例)の流れを記載。

●対応の流れ(例)



<p>2 障害を理由とする差別解消における理念について</p> <p>佐々木智賀子委員</p>	<p>○条例が目指すべき社会像について 障がい等の「生きづらさ」をかかえた人達を中心に誰もが安心して暮らせる、できるだけ「嫌な思い」をする事のない社会を目指したいと思います。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 障がいや生きづらさをかかえた人達におかれている状況を理解すること。 人(差別された側)と人(差別したと思われる側)の調整をしていくこと、していく機関をつくっていくことが重要。</p> <p>○罰則等の規定の有無について あきらかな差別には罰則を明示することは必要だと思います。</p> <p>○その他 何度もくり返しお伝えしていますが、「条例」があらたな「構」にならないような条例をつくっていければと思います。</p>
<p>白江浩委員</p>	<p>仙台市障害者差別禁止条例について 盛り込むべき事項 1 仙台市における障害者施策及び差別禁止に向けた基本理念と基本方針 (対応要領等との整合) 本条例は全ての施策(障害者施策に留まらず)に及び上位条例的位置づけとする そのために、条例に理念と方針を謳った前文を置く ・主語は障害ではなく、全ての市民になると思います。すなわち、全ての市民が差別されないで暮らすために必要な条例との位置づけ。障害者基本法・差別解消法を超える強く幅広い文言と決意を持って示す。</p> <p>2 地域支援協議会の設置とその責務、権限、役割を明確にする メンバー過半数を当事者、各種団体・地域住民、学識経験者(福祉のみならず各分野)・関係機関担当者(行政含む) 任期は3年とし、再任は2回までとする 年1回の報告書義務 調査権 対応要領の検討・策定 差別事例・合理的配慮の不提供事例・好事例の収集と分析 紛争案件への意見表明 事例収集及び紛争事例等を通しての市民への啓発活動の実施 タウンミーティングの実施 ココロカフェの実施</p> <p>3 条例が目指す社会像 誰もが自己実現できる社会 その機会が保障されていること そのために不当な制限(ハード・ソフト問わず)をひとつずつ取り除いていく仕組みがあり、仕組みが機能する社会</p> <p>4 差別解消のポイント・罰則規定 全ての差別要素(性・障害難病・貧困等)となり得ることについて、分離された関係性の社会ではなく、コミュニティ作りの中でそうした差別要素が解消されるような長期的視点(新たなコミュニティ作り) 事例を基にひとつひとつ考え、解消していく短期的視点(障害難病への理解促進) 双方の視点から考える 差別を諫める(人権侵害まで行けば当然罪となり罰が必要。それは本条例というよりは、あらゆる差別や人権侵害に対応する条例を新たに設ける必要がある) 本条例は、罰則より理解促進と街づくり(コミュニティ作り)を基本とし、そのための仕組みづくりとする。なお、人権侵害等への対応も別途でセットで考える。 障害への無理解と未理解が混在している中では、条例の性格を明確にする上で、罰則は別途差別禁止条例等で考える方が良い。</p> <p>○具体的対応 1 徹底した理解促進のための啓発活動 1)幼少期から高齢期までのライフステージ合わせて(年齢・生活状況に応じて) 2)保育園・幼稚園・小中学校・高校・大学でのそれぞれに応じた交流主体の意識啓発活動 3)社会人には企業団体の職場環境を見ながらの啓発活動。就労も含め環境整備・交流・体験・基本理念の共有の機会を作る 4)コミュニティにおける啓発活動はコミュニティ単位で実施し、交流・体験を中心にした啓発活動(市民講座・ボランティア講座・バリアフリー体験・イベント・一定エリアごとにタウンミーティング＝障害の有無に関係なく、様々な人々が出会える場として常設化)</p> <p>2 役割の創出(生きがいと働きの創出) 1)就労支援と福祉サービスとコミュニティ活動の一体的な取組 2)重度障害(行動障害や医療的ケアを必要とする方)への支援体制の構築 3)就労支援では実践例を広げる</p> <p>3 福祉サービス事業者はケアの質をあげる努力 4 福祉避難所と一般避難所との連携を図る上で、日頃からの災害福祉ネットワークを構築 5 ワンストップ相談支援(障害のみならず)⇒人権侵害救済機関との連携 6 事例収集は差別とは何か。不快なこととは何かを広く市民に考えて頂くような体制つくる(ネット等含む広報周知・交流等) 7 差別分析(事例をどう分析し、活用するのかを明らかにする) 意図的か無意識か 無意識でも、差別や合理的配慮の不提供について知っていたかどうか 知っていてもできなかったのは、方法が分からなかったのか、わかっていたけどできなかったのか等々</p>

<p>2 障害を理由とする差別解消における理念について</p> <p>鈴木直子委員</p>	<p>○条例が目指すべき社会像について 障害者対健常者、差別する側対される側という認識ではなく、どんな人にとっても暮らし易い社会を各々が目指す。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 障害がある人にとっての生きにくさを周囲の人に気づかせてあげて、それを解消しやすいように促すことがこの取り組みにとって重要。</p> <p>○罰則等の規定の有無について この条例は、障害のある人に対する周囲の行動規範を示すということが主であるべき。罰則があるためにただ単に表面的には差別を行わないという形でとどまってしまうと、この条例の本来の目的が損なわれてしまうのではない。</p>
<p>中村晴美委員</p>	<p>○条例が目指すべき社会像について 条例ができる事は、市民の障害者への関心や理解が深まる啓蒙活動の一環でもあらうと思う。そこから広がって、老・若・男・女・障害者や子供を含めた市民全体に「人権は皆平等」との意識が芽生えたらどんなに素敵な仙台市になるだろうと夢を描く。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 「不当な差別的扱い」は多くの市民の意識にあると思うが「合理的配慮をしない事」も差別であるという事が、社会全体に浸透していないように思う。これも、重要なポイントの一つだと思う。</p> <p>○罰則等の規定の有無について どの程度の罰則が適当化は判断しかねるが、罰則がある事は、差別解消の抑制力にはなると思う。</p> <p>○その他 最終目標は「障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくり」だと思う。可能なら、日本国内の先進的取り組みをしているところ、また、統計的に一番暮らしやすい国とされている福祉国家のデンマークなどへ、希望者で視察にも行ってみたい。</p>
<p>中村祥子委員</p>	<p>○条例が目指すべき社会像について 誰もがうまれてきて良かったと思うことのできる社会。 個の自立と自立した個の共生</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 過半数の市民が、合理的配慮の仕方を理解している社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別と感じた情報の共有 ・障がい特性の理解 ・相談窓口の設置 <p>○罰則等の規定の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政：公開、罰則 ・企業：公開、(公共事業への参加の制限) ・事業者：公開、(事業費の減額)
<p>川瀬郁朗委員</p>	<p>○条例が目指すべき社会像について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在ある「障害者基本法」等に定められている基本理念にのっとりながらも、重複しないようにするべきである。 ・障害者を含む仙台市民が、お互いをよく理解することが大切である。 <p>障害や障害を持つ人の困っていることや悩みについて、多くの人を知り理解できれば、差別の解消につながる。また、障害を持つ人や市をはじめとする多くの人や組織が積極的に情報を発信し、相互理解を推進することが大切である。</p> <p>コミュニケーションが円滑に行われれば、差別の解消・共生社会の実現に大きく近づくこととなると思う。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「権利」とか「義務」を前面に出すと障害を持つ人とその他の人が対立しているようなイメージを抱くので、好ましくないのではないかと。 ・あくまでも「相互理解の推進」という前提のもと、現行法では定められていない事項について推奨行動などを示すようにしたらいのではないかと。 <p>また、現行法についても理解が不足している点もあるので、その点もフォローすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを活発化させるツール(パンフレット、広報誌、セミナー等)、相談窓口の設置なども大切な施策である。 <p>○罰則等の規定の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法においても、守られていない実情にあることから更なる規制を設けるのは無理があると思う。
<p>柴田糸子委員</p>	<p>○条例が目指すべき社会像 共生する社会づくり 障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくり 障害者に限らず、子供、女性、高齢者への配慮</p> <p>○障害者権利条約用における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 教育の重要性、地域理解の促進、 障害理解促進のためには、小さいころからの教育が重要。</p> <p>○罰則等の規定の有無について まだ、よくわかりません。</p> <p>○その他 障害理解のための啓発が必要であり、特に障害者当事者からの発信は重要である。</p>

<p>2 障害を理由とする差別解消における理念について</p> <p>高橋秀信委員</p>	<p>○条例が目指すべき社会像 誰もが暮らしやすい街・社会を構築するための条例であってほしい。 障害者が必要なときに必要な手助けがえられるような社会全体としての仕組み作りが必要。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 社会に対し障害者と健常者という枠組みがなくなるような社会作りが前提であると思う。 いわゆるそれは、誰もが思いやりをもって人の痛みが理解できる人作りが大切なのではないかと。 幼少期から障害者や盲導犬等と自然にふれあう機会を義務づける等の方策も考えてほしい。 継続して、障害者の理解を進められるような、啓発活動を考えてほしい。 ココロン・カフェ等のまともにもあるように、障害者のことをよく理解している相談員やコーディネーターが必要不可欠であると思う。 そして、実際に紛争になってしまった場合、解決するための第三者機関が必要になってくるのではないかと。 ○罰則等の規定の有無について など ある程度の罰則規定は必要ではないかと思う。 たとえば、誘導ブロック上に車や自転車・看板等を長期にわたって、あるいはなんと注意しても止めない場合は罰則になると思う。 また、障害者や盲導犬等を故意に傷つけた場合も罰則が必要なのではないか。 ただし、罰則は、あまり過度にならないことを望む。 それは罰則があるからそれをしてはならないという意識になることは望まないからでありこの条例の理念に叛してしまうと考えている 合理的配慮の考え方の啓発が進むことを一番になるように作成していただきたい。</p>
<p>千葉照之委員</p>	<p>○条例が目指すべき社会像について 本体ノーマライゼーションの世界が理想ですが、人は障害のある人も難病の人も、健常の人も高齢になれば身体等が不自由になりえるので、今は全ての人が予想しえる社会に対応していく事が大事であり、又同じ立場になると思うので、全ての市民が基本的人権、自由、平等であるべきで寛容と包容力のある世の中を作れる様な社会であれば良いと思う。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 「差別とは何か理解し共有する必要がある」につきと思うが全市民が同じ目線に立てるかと言うと少々時間がかかると思うが、障害者、難病患者等と市民の交流、広報等、教育等で相互理解をする事がポイントと思う。又、条例は答申迄に今現在考えられる要素を取り入れ、また、市民に受け入れられる条例にすべきであると思う。</p> <p>○罰則等の規定の有無について 現在では規定は無理と思う。 現法の範囲で対応出来ると思う。</p> <p>○その他 とにかく、市民の皆さんに納得して頂く条例に出来るように委員の方々と努力していきたいと思えます。</p>
<p>早坂洋子委員</p>	<p>○条例が目指すべき社会像について 障害があってもなくても、地域で当たり前前に暮らせる社会。 障害に限らず、様々な人がいて、お互いの違いを認め合い、尊重しあえる社会。 障害者が自分の障害について話すこと、必要な配慮を自分の声で伝えることは大切。 ただ、まわりが障害者を受け入れる体制になっていないと、話すことをためらったり、諦めたりする。 例えば、聞こえないので筆談をしてくださるとお願いしても、書いてくださらないかたもいる。 何度でもめげずにお願ひできる人もいるが、そうでない人もいる。 何度もお願ひしても、なかなか受け入れてもらえないと、障害者側から必要な配慮を言わなくなってしまう。 「どうせ言ってもやってもらえない」となってしまう。 社会全体が「ウェルカム」の姿勢になって、障害者側が必要な配慮を言いやすい雰囲気になると、何が見えてきて、さらに社会が良くなっていく、良い循環のきっかけになるようなもの。</p> <p>○障害者権利条約等における差別解消の取り組みに係る重要なポイント 第9条 アクセシビリティ 他にも大切なことがたくさん書いてありますが、この箇所は大切ではないかと思えます。</p> <p>○罰則等の規定の有無について 本当にひどい事例に対しては、罰則も必要かもしれません、 罰則が前面に出ないような条例にしたい。 差別をした人に罰を与える条例ではなく、お互いに何がいけなかったのか、どうすればよかったのか、理解し、歩み寄り、解決に導けるようになるといい。 話し合いで解決できるようなものになるといい。</p> <p>○その他 ココロンカフェ、グループインタビューを続けてほしい。 特に、グループインタビューは、企業などに、障害者から集めた事例を伝え、どんな声があるのか知っていただく、良いきっかけであり、障害理解や、障害者問題を考え直すきっかけにもなるのではないのでしょうか。 グループインタビューの今後の予定が書いてありませんが、今後予定はしていないのでしょうか。 教育、医療、放送(テレビ、ラジオなど)など、他の分野も、是非とりあげてほしいです。 また、企業と障害者団体が話し合える場もあると、お互いの考え、状況を共有できるようになるのではないかと思います。 教育に関しては、健常の子供に障害について「教える」だけではなく、今では、特別支援学校に通わず、普通学校に通う障害児も多くいると思われるので、学校現場での障害理解と、合理的配慮の一層の促進は重要ではないかと感じます。 小さいころから、障害のある児童・生徒と当たり前前に過ごし、合理的配慮が当たり前提供されている環境にすることで、将来、社会にでたときに、当たり前前に合理的配慮ができる人となるのではないのでしょうか。</p>

3	<p>「差別」の定義について</p> <p>(1) 条例が対象とする障害者 (2) 差別に該当する行為 (3) 差別に該当する行為が禁止される相手方 (4) 不当な差別的取扱いを規定する分野の考え方</p> <p>市川委員 (3)について ・相手方について「市民」も含んだ形で禁止することは、条例を全市民的に浸透させる為にも大切と考える。 このことに関連して、内閣府で作成のパンフレットでは「役所や会社・お店など」と対象が限定的に示されているので、コロナ・カフェやその他の市民向け説明書には「市民」ひとりひとりを意識させる内容にした方が良いと考えます。 ・事業所は努力義務とされていることに関しては、何年後には義務付けるようにすべき。(その為の事業者向け助成の拡充も必要)</p> <p>千葉委員 (2)に対しては、各委員で改めて検討すればいいと思う。</p> <p>杉山委員 (1)対象者について 一般的な今の常識の範囲では、仙台市民はもちろん、仙台市に居住している外国人、市外に居住地があっても、たまたま仙台市にいた時に差別を受けた障害者も対象になると思います。この線引きについてもきちっとしないといけないと思います。</p> <p>用語・差別の定義について ・定義は、障害、障害をもつ人・市民・事業者・社会的障壁・差別・不均等待遇・不利益取扱・合理的配慮について設ける。 ・分野ごとの規定について (1)分野ごとの差別の定義および例示については、例示列举で記述すべきである(例示された分野以外の差別も禁止)。 (2)以下に例示の案。なお、条例ではそれぞれ条文だてをし、禁止をうたうべきと考える。</p> <p>1. 本人意思の尊重／2. 交通機関の利用／3. 建物・道路・駐車場等の利用／4. 就労・労働(採用試験、労働時間、賃金・待遇、労働環境等)／5. 教育(入学、試験・考査、通学、学習内容等)／6. 医療(受診、入院、強制の禁止等) 7. 商品・サービス提供／8. 福祉サービス等(強制の禁止、適切な情報提供及びサービス利用支援等)／9. 不動産取引 ／10. 情報・コミュニケーション(情報の発信における差別の禁止、受信における差別の禁止等)／11. 行政／12. 選挙等 ／13. 災害時対応／14. 結婚・子育て／15. 文化・スポーツ等／16. 信仰の自由／17. 余暇／18. 性別(※1)／19. その他</p> <p>※1 「18. 性別」について 女性障害者への差別の禁止を規定すべき。障害をもつ女性は、女性が受ける差別に加え、障害をもつ人が受ける二重の差別を受けてきた。または受ける可能性があるため。 (1)例えば、婚姻や出産、育児を反対されたり、セクハラターゲットにされる。また、女性相談やDVのシェルターなどが障害をもつ人に対応していないなどがある。 (2)京都条例では、第2条4項で「全て障害をもつ人は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること」と規定している。</p> <p>また、「不快な対応(ハラスメント)」については、内心の自由との関係もあるが、障害者が最も頭を悩ませていることでもあり、京都府条例のように相談対象とすべき。</p> <p>久保野委員 (2)について、(細かいことですが、条文に使う言葉としては、)配慮の「提供・不提供」という用語に違和感があります。 (3)について、「事業者」をひとくりにせず、雇用主として障害者と関わる場合、福祉サービス事業の提供者として障害者と関わる場合、その他一般の場合とに区別するという意見に賛成します。差別の構造や事業者に求められる責務(やその根拠)に違いがあるだろうと考えるからです。</p> <p>中村(晴)委員 (1)「障害者差別解消法」の定義の通り (2)差別解消法で定義している①不当な差別的取扱い、②合理的配慮をしないこと。 (4)国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者。</p> <p>白江委員 (1)難病の定義同様、幅広く捉える。 手帳やサービス区分(支援区分)に関係なく、分野は限定すべきではない。</p>
---	--

4	市民・事業者・市の役割についての考え方
	<p>(1) 市民の役割 (2) 事業者の役割 (3) 市の役割</p>
市川委員	<p>(1)について P. 2に関連し、市民は基本理念に基づき、主体的に(挿入)</p>
鈴木(清)委員	<p>・事業者を雇用事業者、障害者施設(サービス提供者)の役割を区分して明示すべきではないか。 ※役割及び取組の方向性も異なると考えるため。 ・障害当事者の役割も明示すべきではないか。 ※自ら声を発していく役割、障害理解に向けて自ら取り組み役割が重要であると考えため。</p>
赤間(俊)委員	<p>障害者施策についての良い取り組みについては、幅広く積極的に広報した方が良い。</p>
杉山委員	<p>そもそも(1)が市の役割で(3)が市民の役割であるべきである。</p> <p>(1)市の役割・責務について ①市は、条例の目的・基本理念に則って、障害や障害をもつ人への理解を深め、障害をもつ人への差別をなくすための施策を策定し、実施する。 ②市は、条例施行に必要な予算措置を行う。</p> <p>(2)市の職員の役割について ①次のような、市の職員(仙台市の行政にかかわる職員)としての役割と責務を設けるべきである ②市の職員は、自らが先頭に立って障害者差別解消に向けた取り組みの実践と、推進に努めなければならない</p> <p>(3)市民の役割 市は、条例の目的・基本理念に則って、障害や障害をもつ人への理解を深め、差別をなくすよう努める。</p>
中村(晴)委員	<p>(1)居住区(町内会)での近隣との付き合い、連携のとれた生活。 (2)積極的ネットワークの構築 *各事業所の得意分野を生かしたセーフティネットの構築。 (3)市、区への対応のあり方 *各窓口で差別解消事例が寄せられた時の対応で、両者の差別解消につながることもあるのではないかと。</p>
白江委員	<p>まずは、意識共有の仕組みを全ての段階、レベルで設ける。</p>

5	障害による差別を解消するための取り組みのあり方について
	<p>(1) 差別解消のための啓発等 (2) 理解者・サポーターの養成 (3) 交流の場の拡大 (4) コミュニケーション支援の充実 (5) 就労支援の充実</p>
阿部会長	<p>(1) 差別解消のための啓発等 (2) 理解者・サポーターの養成 「差別」という言葉は重すぎて、一般の人々には戸惑いがみられます。障害及び障害者理解が不十分なために差別につながる場合が考えられますので、理解を促進することが重要です。「差別」を取り締まるのではなく、障害があるとどのようなことで困っていて、どのような支援が必要なのかについて、理解を広げる活動を実践する必要があります。 その実践例として、様々な障害の特性や障害者が困っていること、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて誰もが暮らしやすい地域社会をみんなでつくっていく運動があります。この運動は、鳥取県(平成21年11月)で始まり、鳥取県、広島県、長野県、奈良県、埼玉県富士見市・三芳町に広がっています。同運動では、「DVDの視聴(50分)」を含めた約75分の出前研修「あいサポーター研修」を地域や学校、職域などで行って「あいサポーター」普及に取り組んでいます。また、研修に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定しています。 仙台市でもこの運動に取り組み、今回の条例の実効性を高めるために多くの市民を巻き込んでいく必要があると考えます。</p>
市川委員	<p>(1)について 障害者自身が障害について発信していくことは大切であるが、発信していく方法、手段、サポーター(自身で言えない人もいる)の活用等、具体的に確保する必要もある。相談支援体制のきめ細やかな整備も必要。 (5)について 市は、障害者と企業の双方に対する支援の一層の充実を図るべきではあるが、福祉施策(就労移行支援事業との連携、ジョブコーチの増員等)の充実も一体的に図られるべきである。</p>
鈴木(清)委員	<p>・それぞれの項目について、役割の主体が誰であるか不明確(行政が実施することという理解で良いのか) ※実施主体を明確にする必要がある。</p>
佐々木委員	<p>(1)について、「様々な機会を通じて」の表現を具体的に、「一般市民向けのセミナー等や、児童委員民委員を対象とした研修等」としてはどうか (2)について、市民の中の理解者の拡大を目指す為には、「サポーター」の養成を行う以前に、当事者・家族等の「ピアカウンセラー」の育成が必要と思われる。この当事者や家族等のピアカウンセラーの育成活動を軸に「サポーター」等も養成していく事が市民の中の理解者を拡大するためには重要と思われる (3)「障害者でない人」と言う表現を、「障害のない人」としてはどうか？また、障害者と障害のない人の交流だけでなく、障害者と支援者の交流や意見交換も必要だと思う。 (4)手話通訳者等のコミュニケーション支援の充実は必須、かつ、早急に進めるべきであり施策として具体的に位置づける事が必要。</p>
白江委員	<p>・ココロン・カフェ、差別禁止ネットワーク(仮称)etcの恒久的設置</p>
高羽委員	<p>(5)就労支援の充実 障害者の一般就労を継続するための支援として、就労後の本人、企業へのフォローのより一層の充実を図っていくことは勿論ですが、医療・教育等から一般就労への流れの中で、その「橋渡し」となる就労準備の段階での支援の進め方が、安定した就労につながっていくものと考えています。 一方、安定した一般就労の実現には企業の理解が不可欠ですが、特に「0人雇用」(障害のある方を雇っていない)事業主は、障害の理解不足、雇用への不安がみられます。理解啓発の推進と体制(人的・財政的)の整備の観点から、市の果たす役割の検討も必要であると思います。 (仙台公共職業安定所)</p>
中村(晴)委員	<p>(1)市民センター等への「市政出前講座」 (2)障害者ボランティアの育成 * ボランティアをしたいと思っているがどこへ相談に行けばいいのか分からないという市民の発掘 (3)とても大事 市が主催すると堅いイメージになるので、障害の有無を問わない実行委員会形式での、音楽会やスポーツ大会、芸術祭を、市が企画する。 (4)とても大事 障害者参加型の、障害者別による具体的支援のあり方企画。</p>

<p>5 障害による差別を解消するための取り組みのあり方について</p>	<p>諸橋委員 特にこの点については、単に省令事項ということではなく、仕組みとして作ることが大切。就労支援では様々な差別事例にふれてきたが解決できない、というジレンマがある。就職の困難さにはジョブコーチや職業生活相談員の配置の制度化・義務化によって、企業サポートと当事者の職業生活を支えることが大事。企業・職場での差別・虐待事例については、本人・親、支援機関と労基局や行政、司法等による連携した企業や差別者への指導・管理。被害者の当事者へはメンタル面を含む継続したサポートが求められる。</p> <p>(1)について 仙台市みずから差別解消へむけた取り組みを行うべきである。 象徴的なのは、市は障害者差別を解消するのが義務なのに「政治参加」という分野において市議会の議場が車椅子利用者にとって、バリアフリーにはなっていない。これなどは車椅子利用者(障害者)を差別しているのではないかという事例である。 具体的な取り組みのありかたとして、啓発事業の強化と研修事業の強化を提案したい。特に研修事業は、不利益取り扱いの規定分野ごとに、当事者が講師となる研修を行うことが最も効果的である。啓発事業についても、これまでと同様に学校や町内会などでの啓発の強化が求められる。また、事業者と当事者の懇談や交流の場を設けるのも効果的である。</p> <p>(2)について 「サポーター」の役割や位置づけが分かりづらい。具体的な仕事が浮かばない。啓発を担うのか、市民との間に立って課題解決をはかるのか。そうでないなら、あまり意味をなさない。例えば、バスちかサポーターがあるが、日常的にお会いしたことがない。 さらに、「障害者のことは支援者やサポーターがやればよい」という意識を助長し、「市民」との間に差をつくることにもなりかねず、危惧します。</p> <p>(3)について 交流の場を設けることが一定の効果があることは、ココロカフェの例を見ても明らかである。障害者をよく知らない大きな原因は分離政策にあることも明らかであり、だから交流が必要である、という意見が出る。この相関をおさえるべきである。</p> <p>杉山委員 まとめると、未然防止(市民に対する理解と関心の増進)のシステムの構築が必要である。 ①障害をもつ人への差別等があった時のシステムと同様に、差別等を未然に防止するためのシステムが必要不可欠である。教育や啓発、交流等の取り組みによって、市民の障害を持つ人への理解を促進することにより、偏見や不適切な対応、態度をなくしていくことが重要である。 ②障害をもつ人の多くが「周囲の理解」がないことによる不利益や差別を経験していることからもっとも重要な点である。 ③具体的には、各事業分野での意見交換会の実施や、当事者が参加しての研修の実施などを行うべきである。</p> <p>(第3回協議会時の相談支援体制の意見照会に「その他」として記載していた事項)</p> <p>○その他 ①未然防止(市民に対する理解と関心の増進)のシステムの構築 ・障害をもつ人への差別等があった時のシステムと同様に、差別等を未然に防止するためのシステムが必要不可欠である。教育や啓発、交流等の取り組みによって、市民の障害を持つ人への理解を促進することにより、偏見や不適切な対応、態度をなくしていくことが重要である。 ・障害をもつ人の多くが「周囲の理解」がないことによる不利益や差別を経験していることからもっとも重要な点である。 ・具体的には、各事業分野での意見交換会の実施や、当事者が参加しての研修の実施など。 ②好事例の公表および表彰 ・障害をもつ人への差別の解消を広げるため、差別の解消等に取り組んでいる事業所、事象を公表し、表彰等を行う。</p> <p>千葉委員 (4)については、一番公平平等のステータスな部分であると思うので、特に進めてほしいと思う。</p>
--------------------------------------	---

5 障害による差別を解消するための取り組みのあり方について

H27年度第3回(資料2-2)

赤間宏委員

資料5について

- はじめにと 2. 理念 は納得しながら読みました。特に2-(2)、(3)はその通り。

5の取り組みのあり方

- (次回資料)に入るかもしれないが、
 - 市の取り組みとしてバリアフリーのまちづくりを加えてはどうか。特にユニバーサルデザインの①表示(例えば、トイレマークの全市統一)ホテル等の民間も含めて
 - ②市の印刷物(カラーや図表)。学校で使う教科書の色も療師の子供に配慮した印刷になっている時代です。ユニバーサルデザインがキーワードです。民間にも推奨していく。
 - (4)のコミュニケーション支援の充実
 - 情報保障のためのIT機器の進歩はめざましいものがあり、特別支援教育においても電子黒板やデジタル教科書の普及、ipadの活用などが今日的課題。当事者がそれらを購入する場合に一定の補助を。(既になされているかもしれない)

市川義直委員

1. コロン・カフェについて

これまでの参加者は、傾向として障害者福祉に関係している方が多数を占めており、幅広く一般市民の意見を聞くとか、理解を得るという面では、やや市民に浸透していない感があります。全く関心のない方もいると思いますが、学習や理解を深めてもらうという観点から、たとえば大きな活動組織である、仙台市社協の傘下で活動している区社協・地区社協関係者や、学校教育に携わる教職員や生協会員等には各組織を活用し、直接働きかけて参加を促してはどうでしょうか。その方々が核になって頂くことで輪を広げる効果が出ないでしょうか。

一方で、参加した当事者は、話したことが「差別事例」や「条例」にどの様に反映されるかに関心があると思います。主催者側としては、参加意欲が高まるよう説明も積極的に行う必要と考えます。

2. 意見交換会について

6月5日(金)の意見交換会では、自分の都合で中座することになり、課長を始め事務局の方々、意見交換会に出席された皆様に失礼いたしました。協議会を傍聴された方からの、協議会の進め方へのご意見(事前の資料配布の仕方、プロセスを踏んだ会議の持ち方、発言機会の確保等)は、条例を作るに当たっての協議会の在り方を、実質的・有効的中身にして、十分に議論しつつより良いものにしてほしいとの前向きなご意見と伺いました。形式的・計画消化的にならないように、事務局の配慮をお願いします。

また、「条例制定」のための一連の取り組みについても、コロン・カフェを始め、まだ市民に浸透していない状況を懸念する意見も強く感じました。広く市民の理解を得て、実効性のある条例にすることは、協議会でも共通認識でした。広報の仕方や参加者を募る方策についても、更に一考を要すると思います。

私が参加している時間では、意見交換の議題3点の中身には入らなかったように感じましたので、後でもよろしいので教えてください。

3. 協議会での議事の進め方・委員の発言時間の確保について

時間の制約があるなかで、委員全員が必ず発言するのは難しく、議長(会長)も時間管理だけで大変だと思います。その中でもなるべく多くの発言を確保するためには、説明資料は余裕を持って事前配布し、事務局説明はごく簡単に済ませるとか、発言時間の厳格な制限をするしかないでしょう。しかし、それでは十分に伝わらない心配もあります。

私見としては、障害当事者が臨時委員として参加されているので、この方々の意見を優先して聴かせて頂きたいと思えます。

発言が時間的制約のために出来なかった時は、事務局からの話にもありましたように、言えなかった意見をペーパーで提出し、事務局でしかるべく次につながるように整理して頂ければと思います。(発言しないから委員としてどうか…ということではなく、その場で言えなくても蓄積があつて後で言えること、また、いずれその機会があります。)

また、議論の進め方として、委員の発言に対して事務局見解を聞くことが多いと感じています。意見として尊重する意味では、委員同士では反論しにくい雰囲気もあり、協議会の見解としてまとめる、詰めるという議論が少ないと思います。

4. 差別事例検討部会の報告 資料2について

「ストーリー性のある説明」が効果的という記載がありますが、どのような記述方法をイメージされているのか、例を挙げて説明して頂ければと希望します。

これからもコロン・カフェや意見交換会がありますので、その時どきで出た事例をまとめるに役に立つと思います。

5. 議論の整理(案) 資料5について

「不当な差別的取扱」の標記について、恐らく他にも公的な書類に出てくる表記と思いますが、一見すると「不当な差別」と「不当でない＝正当な差別」があるように感じてしまいます。差別は不当なものだからしてはいけないという意味で使っているならば、例えば「差別による不当な取り扱い」の方が良いと思いますが、どうでしょうか。法律用語としてはこのままでよいのでしょうか。

6. 障害者相談支援事業所と自立支援協議会と本協議会との関係について

協議会の議論(意見)にもありましたが、本協議会と自立支援協議会の関係はあるのでしょうか。以前私も自立支援協議会のことを尋ねた時に、検討中のこともあり、いずれ説明すると返答があつたと記憶していますが、今日の段階ですか。差別解消のプロセスで、それぞれどの様な関連があるのか、無いのか教えて頂ければと思います。

5 障害による差別を解消するための取り組みのあり方について

久保野恵美子委員	<p>資料5「5 障害による差別を解消するための取り組みのあり方について」</p> <p>(1)差別解消の啓発等 ・「障害者自身が…発信していくこと」の大切さがしばしば指摘され、それ自体には異論ありませんが、障害を知られなくなったり、発信をできない方の問題が相対的に見落とされがちにならないよう、注意が必要だと思います。 ・また、障害者自身の発信と逆向きの、「『障害』とか『差別』と言われても、どうしていいかわからず、とまどう」といった、問題意識や関心は多少なりあっても、積極的に動くことまではしない人々の声をとり上げ、発信し、対話につなげることが重要かもしれない、と思いました。</p> <p>(2)理解者・サポーターの要請 「バスちかサポーター」などの既存の取り組みを踏まえて(ゼロからではなく)、展開していけると良いのではないかと思います。</p>
黒瀧和子委員	<p>平成27年度第3回施策推進協議会について【相談支援体制のあり方についての意見】</p> <p>6月協議会の場だけで終わりにしないでほしいと願います。 仙台市の相談支援の場ではどうでしょうか。この課題はとても大事な問題です。 みどり会の家族部会は月に一度、家族懇談会を開催しています。高齢化が進み年々障害者が増えている現在、参加者は市内に限らず、他県の方も多くなりました。言葉が適切ではございませんが、駆け込み寺のような時もあり、深刻な状況です。 区役所で開催している家族教室より講師依頼があります。その場の感想では、みどり会のような家族懇談会の場が近くにあればといった声がよく聞かれます。 相談できる場が市内に増えることを望みます。家族同士、当事者同士が集える場が多くあればとの思いです。障害全体の課題です。 みどり会は長年の会員の念願だった相談支援事業所を断念せざるをえない結果になってしまいましたが、あきらめず皆一丸となって前向きに進んでおります。いつか、また、必ずという心構えで。</p>
坂井伸一委員	<p>資料5「5 障害による差別を解消するための取り組みのあり方について」</p> <p>(1)差別解消の啓発等 精神障害については「仙台スピーカーズビューロー」等の活用を活性化させることが、偏見や正しい知識の啓発になることと考えます。 例えば、障害者のフォーラム(一般市民参加)を開催して、障害者の差別について講師に講演をしてもらい、その後講師(ファシリテーターを中心に)各障害者(例:身体・発達障害・精神等、視覚障害者等)の実情(自分から見た現実)を話してもらい、障害特性について「苦労したこと、たずけてもらって良かった経験等」を発表してもらい、それを受け、一般市民に向けて障害特性による差別の違いと、差別への理解をってもらう。市民の議論を活発にさせるには必要と感じます。(ありきたりと思いますが、市民に浸透するためには条例制定までに一度くらいは必要と考えます) また、さいたま市を参考に、サッカーチームのイベント(野球のイベント)に参加し、差別条例の施行とその意図について市民にPRする。</p> <p>(2)理解者・サポーターの要請 仙台市が行ってきた「ボランティア講座」や前回「高齢者サポーター」を参考にし、市政だよりやHPを活用して広報し、一般市民に関心を持ってもらう機会を増やすべきと考える。(例えばボランティアセンターの研修なども活用する) また、社協との協力も検討材料と考えられると思います。</p> <p>(3)交流の場の拡大 コロン・カフェは続けるべきと考えている。出来れば、一般市民にも興味を持ってもらい、参加しやすさ・敷居の低さの工夫も必要と考えます。</p> <p>(4)コミュニケーション支援の充実 会議資料の考えと同感です。</p> <p>(5)就労支援の充実 事業所の正しい知識と理解不足で、職場でのジョブコーチ等の介入が出来なかったり、企業秘密の関係で障害者への対応について不明瞭な対応が多いとは考えられます。(具体的にその対策は明確にはしづらいつとは考えられますが)条例でその辺を突っ込んで議論できればと思います。(コミュニケーションも関係すると思われます。例えば手話等)</p>

5	<p>障害による差別を解消するための取り組みのあり方について</p> <p>障害者団体との意見交換会等も踏まえ感じている点について記載させていただきます。</p> <p>○啓発全体について 啓発について、差別解消であれば、障害理解であれ、立場ごとに取り組みの方向性を記載した方が分かり易いと思いません。</p> <p>①行政(仙台市)の役割(取り組むべき方向性) ②市民の役割(〃) ③障害者支援(サービス提供)を実施している障害者施設等及び従事者の役割(〃) ④障害当事者の役割</p> <p>○理解者・サポーター養成について(アイディア程度でごめんなさい) イメージが掴みにくい。例えば「バス地下サポーター」であれば、機能しているかどうかは別として具体の活動の場がイメージできるが、この場合は疑問である。 例えば、先ず、仙台市職員研修のメニューに障害者差別とか理解などについての研修を毎年数回位置付け、仙台市職員は全員が理解者であり、サポーターであることを発信する。(サポーターバッジ等を研修受講に配布する。様々な団体等を対象にアプローチし年間の研修計画を作成し受講後にサポーター証を交付する。)</p> <p>○交流の場の拡大(思い付き程度になってしまいましたが) 「とっておきの音楽祭」が資金不足との報道があったと思うが、なかなか人が集まらないのが現状だと思う。イベント等を通しての拡大があれば定着しているイベントとのコラボはできないか。(例えばジャズフェスとのコラボとか) 様々なコンクール等も別の実施するのでは、効果に疑問。例えば全市的なコンクール等に障害児の部門を設けるとか、障害のある方だけのイベント等を増やしていても、家族、関係者等の参加が中心となるので、必然的に障害のある方等と一緒に進めなければならないスキームを作ることが重要ではと考える。</p> <p>○その他の部分については、なかなかアイディアが無いところですが、社会福祉法人改革の流れで社会福祉法人の地域貢献の一環として、ニッチな業務での事業所を設立してもらおう(障害福祉サービスの事業所ではない)ことなども検討できる可能性はあると思います。 この点については、社会福祉協議会としても様々な団体等を巻き込んで検討を予定しております。</p> <p>○それぞれの項目について役割の主体は誰であるかが不明確(行政が実施することという理解で良いか?) ※実施主体を明確にする必要があると考える。</p> <hr/> <p>資料5「2 障害を理由とする差別解消における理念について」</p> <p>(5)複合的に差別を受けやすい女性等の障害者の視点 勿論、社会的現状で女性が不利な立場にある場合の問題もあるが、今回、障害者施策推進協議会では「障害を理由とする…条例」なので、性に関する「差別」は別箇に協議すべきではないかと思う。</p>
鈴木清隆委員	
中村晴美委員	

6	<p>相談支援体制のあり方について</p> <p>(1) 差別に関する相談のニーズ等 (2) 本市における相談支援に関する社会資源 (3) 障害者の相談支援の実際 (4) 先行自治体における相談体制 (5) 一次相談窓口求められる機能等 (6) 紛争解決の仕組み (7) 他機関との連携や地域におけるネットワークづくり</p>
市川委員	<p>(5)について 一次相談窓口は正式に責任を持つという意味で公的機関が担うべきと考える。(どこにするかは市が考える。) 誰でも相談を受けた人、機関は一次相談窓口に通報するよう啓発する。相談→解決の一連を記録に残し、うやむやにしない。差別解消の事例が蓄積されていくように。</p> <p>(6)について 第三者機関は必要と考える。構成員の選任方法を明確にする。解決に当たっては相談者のプライバシーに配慮しつつ、匿名化するなどして結果も公表すれば啓発にも繋がる。</p> <p>(7)について 障害者差別解消地域支援協議会にあたる協議会等を設置するとは、仙台市では何か独自の構想があるのでしょうか。</p>
川村委員	<p>気軽な相談窓口というのが求められているが、広く浅く相談ができるというところにメリットがあるのだと考える。差別の問題については、障害当事者の委員からの話にもあるように「こんなことで電話をしてもいいのかしら」と思われがちであるため、そこを拾い上げることができるようにすることが重要である。小さいことでもピックアップすることが、問題の解決につながる。</p> <p>一つの窓口でなんでも対応できるワンストップが理想なのかもしれないが、専門性の問題から難しいだろう。知識のある人が受け、解決できる次のところにつなげられるようにすることが大事である。</p> <p>※ その他—医療機関での差別事例への対応について 相談事例として挙がってきたものを、仙台市(健康福祉局)として医師会に出して協議をするという形にするというのではないか。</p> <p>これまでも、MERSへの対応など、市と医師会で協議しているので、同じようにするといい。</p> <p>医者でも障害者を見たこともないような人がおり、その場合は対応に苦慮し、結果、障害児とその親が怒られて嫌な思いをするということにつながっている。障害者に対応できる医療機関のリストなど、検討していけるといいのではないか。</p>
久保野委員	<p>(5)について、協議会でも議論になりましたが、「一次相談窓口」の意義(具体的な権限、責務はどのようなもので、既存の仙台市の相談支援体制のなかでは具体的にどのレベルの機関が想定されているか等)を明確にしたうえで、「一次」の前の段階で関係者がアクセスしうる窓口としてどのようなものがありうるか、身近な相談窓口が確保されているかなどについて、仙台市の相談支援体制に即した、段階的、総合的な相談支援体制の確認、見直し、整備の計画を行うことが有益ではないかと思えます(「差別の部分を取り切った形での相談支援を実施することは現実的ではない」ということ、既存の仕組みの活用が出发点になることに反対というわけではありません)。</p> <p>なお、「身近な」という点について、例えば「各小学校区に一つずつ…のレベルの相談支援窓口」といった目標を定めるという方法も考えられると思えます。</p>
佐々木委員	<p>(1)障害者が日常生活の中で「当たり前のことが当たり前に行える事」が重要であり、これが障害を理由に疎外された場合、遠慮なく声を上げる事が出来るのが差別に関する相談に最も求められていると思う。</p>
白江委員	<p>差別禁止ネットワークと連携した全市的体制作り 定期的な事例検討(差別事例・相談事例etc)および報告会等の開催</p>
鈴木(清)委員	<p>○相談支援を担当する事業所(部署)の役割としてどこまで求めるのか不明確。 ※差別に関する相談なのか、地域生活支援に関する相談なのか区別が難しいという認識がある中では整理が必要。</p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか 紛争解決の仕組みまでどのようにつながっていくのか不明確。(一次相談窓口では対応困難と判断した場合、一次相談窓口での対応に不満がある当事者なのか?) ※前段も関係するが担うべき役割の範囲と次のステップである紛争解決の仕組みへの流れを整理しないと、混乱することが想定される。</p>

6 相談支援体制のあり方について	
中村(晴)委員	<p>(1) 差別事例が愚痴に終わっているケースを、どのように聞き出すか。 * コロン・カフェは良い企画。</p> <p>(2) (3) 市障害者相談員の資質向上 * ピアカウンセリングでもあり、相談者にとっては身近な相談窓口であるはずだが、障害者相談員の資質に問題がある。傾聴だけでは相談業務にならない。報酬もあるので、仙台市の障害者相談員への研修等を強化してほしい。</p>
杉山委員	<p>すでに提出した意見のとおり。(※5/5ページに記載) なお罰則規定は関してはここで掲載すべきである。</p> <p>●(2)(3)本市における相談支援に関する社会資源、(5) 一次相談窓口に求められる機能等、について 前回の6月23日に開催された施策推進協議会で、相談支援体制のあり方や相談窓口について議論がありました。その中で、仙台市には相談支援事業所が多くあり相談業務が機能しているという事が言われていましたが、実際は相談支援事業所はどの事業所も計画相談等で手一杯で、他の業務には手が回らない状況です。まずは、そういった状況を協議会や委員に説明した上で話し合いが行われるべきだと考えます。</p> <p>●6-(5)について 最初の窓口は、既存の相談窓口を利用する方が相談者は相談しやすいとは思いますが、久保田委員も指摘したように、そこが差別された側と差別した側の双方から話しを聞いて、差別かどうかを判断するのは非常に難しいと思います。一次相談窓口の、すぐその上に基幹相談支援センター(イメージ)があって、その職員が差別された側と差別した側の双方と会って差別かどうかを判断した方が良いと思います。 話し聞き方として「論点の整理(案)」の中に「中立な立場」とありますが、この条例は「障害者の権利を認め、どう社会が受け入れるか」ということで作られたものなので、その視点を持って、相談を聞くことが大切だと思います。</p>
千葉委員	<p>○一次相談窓口に求められる機能等について、どうあるべきか 資料の表記で良いと思うが、対応する相談員は、中立的な立場で話を聞くのはもちろんだが、相談員の有資格者制度(研修受講者)を作り、又、各障害者対応チェックリスト等を開発・作成して、評価基準を基にばらつきのない対応を心掛けることが必要と思う。<公平・平等な対応></p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか これも資料の(6)で良いと思う。</p> <p>○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか ・これも資料(7)で良いと思うが、現在でも相談支援事業所でもネットワーク会議が開かれており、事例等の情報共有を再確認する事で良いと思う。ただ、不備があれば改善を常に行うべきで、慣れは良くない。 ・ネットワークは裾野を広くとると良いと思う。</p>
H27年度第3回資料2-2 ご意見等	
久保野恵美子委員	<p>○一次相談窓口に求められる機能等について、どうあるべきか 既存の相談支援に関する社会資源を活用することになると思いますが、多様なものがあるようですので、愛称や親しみやすいマークでイメージの共有化を図るなどの工夫により(ex.「ココロン窓口」としてココロンのイラストを掲げる等)、気軽に立ち寄り、話せるようにすることができると良いと思います。</p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか 相手方を呼び出してのあっせん、調停については、正直なところ、あまり具体的なイメージがもてません。先行条例における事例等を参考にして、その有効性等について考えてみたいです。 啓発や予防と有効に関係できる仕組みが必要と思います。</p> <p>○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか 条例づくりの段階でつながりを具体化しつつ、それを継続しうる枠組みを条例に盛り込んでおくことが考えられると思います。</p> <p>○その他 特にありません。</p>
黒瀧和子委員	<p>○一次相談窓口に求められる機能等について、どうあるべきか 行政又は事業所等の窓口に行けない。(身体と心の面で)高齢者の「あきらめ」の声が聞こえます。 身近に相談出来る場作りが必要。 各地区の集会所で社協、民生委員の方の協力が好ましいと思います。 顔の見えるつながりで障害者の理解につながるのではと期待します。</p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか 日常的に中立の立場で仲裁して下さる機能が必要。</p> <p>○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか 精神と知的障害といった重複障害者の意見交換会の場が必要です。他の病気でも同様です。 障害者の年齢が高くなるにつれ、家族からの声が多く聞かれます。特に最近は知的障害の家族からの声。行政の方々に考えて頂ければと思います。</p>

6 相談支援体制のあり方について

坂井伸一委員

○一次相談窓口求められる機能等について、どうあるべきか

1.差別事例が発生した場合、差別を受けた当事者(以下:当事者)がまず相談しやすい窓口の認知度について広く当事者・市民等へ広報することが前提と考えます。(差別条例の認知も含む)
 2.例:各区の障害高齢課が最初に当事者の相談を受けた場合に、当事者の意見を傾聴し今後の対応について、手続きの説明をして書類に「(仮)被害届」のようなものを提出するような形を取るならば、少し敷居が高いと感じます。(泣き寝入りになることも想像できます)障害高齢課で聴取する形式が良いのではないかと考えます。
 また、当事者が差別事例を大げさにすることを避ける傾向(今後の生活への影響、ストレス)を考慮すると、障害高齢課は当事者から聴取した事例を一旦受け、加害者への聞き取りや検証が必要であることを説明し、具体的な対応については大体いつ頃までに回答をしますと当事者へ理解を求める形が自然と考えます。(早期解決)
 もちろん、対応の検証に緊急性があるものと、多少は時間がある場合とに分かれるとは思いますが、状況によって臨機応変に判断していくことが大切と考えます。
 3.現状でできる対処法は「事例集」を元に、各区均一的サービス共有化を図る目的で、月に一度各区合同の研究会(検証)を設ける方法が良いのではないかと考えます。(各区自立支援協議会や区障害高齢課の連絡会等を活用する)
 また、その他の相談事業所等の窓口を利用する場合、基準は必要と感じます。(マニュアル(事例ごとの対処法)=ガイドライン)がなければ、各機関の対応がまちまちだと当事者が困惑するだけだと思います。(事例にないものはその都度要検討)
 4.差別を受けながら、発信できない当事者のためのシステムの検討も課題だと考えます。(家族、支援施設、一般市民等の目撃情報等も含みます。例:仙台市、または相談事業所へ相談しやすいメール・電話等で相談を受けられるシステム、相談手段窓口の説明リフレットの配布等)

○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか

1.基本的には、当事者から相談を受けた関係機関が対応する仕組みが実用的と考えます。
 あくまで、当事者と加害者の関係性を重視して、紛争の重度化に至らずに解決するのが理想だと思います。(当事者のストレスを考慮すると生活への影響は重要なキーワード)
 2.ケースによりますが、できるだけ早く解決する方策を取るべきだと思います。
 加害者の返答等が遅くなることも考えられることから、期間を区切って(例:「一週間以内」等期限を設けて、返答がなければ)相談を受けた関係機関から催促等も行われるべきと考えます。
 3.上記でも解決しない場合は「第三者委員会」の開催が必要と考えられます。
 4.「第三者委員会」の開催はある一定の期間を定めて、加害者から改善が見られなければ委員を召集し、対応について検討する。(改善がない場合は市長に具申)
 5.加害者への対応として、他都市条例施行の事例を参考に(刑事罰ではなく)、市長の勧告→返答なし→公表が最適かと思っています。

白江浩委員

○一次相談窓口求められる機能等について、どうあるべきか

①現在、仙台市内のある相談支援事業所に、一次窓口としての役割を要請する。(受けてくれた事業所は公表)
 (特に一般指定のところ)
 ※その場合、一定の研修を義務づける(安心して相談できる寄り添う姿勢等)
 ②一次窓口で解決できるものは当然と対応してもらい、それ以外(解決困難)については、基幹相談もしくは仙台市に即時報告(連絡)する。

○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか

①一次窓口での解決努力とアドバイスの仕組み及び具体的な対応。ネットワークの構築。
 ②ネットワークは仙台市を事務局(もしくは推進協議会か自立支援協議会の下部)として関係機関(当事者団体、弁護士、警察、労基署、司法書士、教育関係、不動産関係等)でネットワーク会議を構築し、一次窓口へのアドバイスもしくは解決困難事例への対応を依頼する。
 ③ネットワーク参加機関には、一次窓口の定例会への参加も依頼。

○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか

前述のとおり。

鈴木清隆委員

○相談支援を担当する事業所(部署)の役割としてどこまで求めるのか不明確。
 ※差別に関する相談なのか、地域生活支援に関する相談なのか区別が難しいという認識がある中では整理が必要。

○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか

紛争解決の仕組みまでどのようにつながっていくのか不明確。(一次相談窓口では対応困難と判断した場合、一次相談窓口での対応に不満がある当事者なのか?)
 ※前段も関係するが担うべき役割の範囲と次のステップである紛争解決の仕組みへの流れを整理しないと、混乱することが想定される。

6 相談支援体制のあり方について

○一次相談窓口に求められる機能等について、どうあるべきか

様々な相談が様々な形で、様々な機関や人に寄せられてきた。その解決のほとんどは、その「一次相談窓口」の裁量に委ねられ、「解決(曖昧になることも含め)」されてきた。

差別に関する相談もそうであって、個別的に処理され、本人や相談を受け受けた機関や人が具体的に声を挙げない限り、社会的解決に向かうことはまれである。これは行政や障害者相談支援事業所、法務局、労働局、運営適正化委員会での事例でも言えるのではないかと思う。それぞれに責任・権限の範囲内で実施され、「解決」され、共有されていないことが多いのが実態であると思う。

そうしたことから差別に係る相談支援体制のあり方については、

- ①一次 窓口(傾聴と問題の分類化) ②二次 専門的・個別的解決を図る ③総括し、社会的(全市的)解決を図る
- 相談・解決の仕組みの一環としてあり方を検討されるべきと考えます。

差別の事例は、個別の障害者の機能・形態障害impairmentに直接的に基づくものではなく、生活の場での差別的評価、排除・虐待、不利・権利侵害など具体的である。また障害の種類によって違うわけではない(違いをもって解決にはならない)。そのため障害当事者が生活する地域や職場、施設などで発生する事柄に具体的にに対応できる一次相談支援体制であることが求められると思います。

※私の就労支援に係る経験では、10年ほど前に知的障害の方が職場で虐待され、対人恐怖症に陥った、その職場からまた再び、虐待—抑うつ状態の事例が発生し、労働基準監督署に申し立てし、本人聴取の段階で、うまく伝えられずに断念。再就職しようとしたが恐怖感から決まりかけていた就職に結びつかなかった事例があります。10年前の事例は作業所の職員として接した利用者のごとく(その前に当事者が支援を受けた知的障害者施設の職員が把握していました。)いまだ、会社が怖いので、就労は実現していません。10年後の事例は抑うつ状態になって休職した本人の姉から就労支援センターで相談を受け、私が事業所へ電話をしたが無視され、姉が労働局に相談、事情聴取を受けたが本人ダメージが大きく、「我慢するから、なかったことに・・・」という姉の判断で停止しています。その会社は、『一部の手加工を複数の障がい者更生施設に依頼することにより強力な人海戦術が実現し、納期的アドバンテージを獲得しました。何より社員達は、便宜的に分かれている健全者と障がい者の壁を意識せず、一人の人間として共に労働しています』とHPIに掲げ、障害者多数雇用事業所として表彰されている事業所です。適切な指導が労働局からなされたことは残念ながら聞いていません。

類似のケースは他にもあるが、結局、解決すべき事業所の問題がそのままになり、本人問題として扱われているのが多数ではないかと思えます。「論点を踏まえた・・・整理」(資料3)の(5)一次窓口に求められる機能として、「中立の立場で調整を行う」とあるが、引っかけの文言です。不要と思えますし、被害を受ける障害当事者の立場に立つのが、差別禁止、解消の基本ではないでしょうか。

そのようなことから障害者の相談支援に関する社会資源がうまく機能するためには、

- ①解決に結びつくための関係機関が連携するネットワーク—仕組み作り
- ②相談に対する適切な対応を実施するための継続的な研修によるスキルアップ
- ③差別に対する相談支援機関の障害当事者・福祉サービス事業所や市民に対する啓発
- ④障害者相談支援機関の整備—相談員制度、相談支援事業所、福祉・法・労働専門機関の流れ

諸橋 悟 委員

※現在の相談員制度の中で、この条例に係ることが解決に向かうのか懸念されるところです。多くの相談員は、親身になって日常生活上の困りごとを傾聴し、アドバイスされていますが、親睦や悩み事の相談を主にしており、差別禁止についての視点や権利擁護については弱いところではないでしょうか。改めて、条例に沿った相談員制度を立ち上げ、または再編することが求められると思われま。またその際、障害別にあった相談員を地域(区)や分野ごとにした方が機能すると思われま。

- ⑤一次相談窓口で、解決できる事例なのか、分類する機能と速やかな解決法の選択肢を相談員が持つこと等々が考えられると思えます。

○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか

まず一次相談に来る前の過程をどう考えるか。どこで差別が発生するかということを考えておく必要があります。下関の「虐待施設」は、全施設職員の内部告発によるものでしたが、地域(町内)や職場、障害福祉サービスの現場において、差別は現存し、障害者は常に社会的不利の状況におかれ、それが当たり前のものとして浸透している現実社会があります。不断の蓄積の上に障害者の権利保障を貫く体制と一体のものとして、紛争解決の仕組みが作られる必要があると思えます。単に事件(紛争)解決の仕組みとしてとらえるべきではないと思えます。殴る、蹴る、排除・無視をするなど肉体的精神的な差別事例は、刑事事件や行政的指導としてつないでいく必要があると思えますが、そうした事案になることも含め、仲裁や理解促進で解決する場合もあることから、相談の内容、各レベルに応じた解決の道筋の整理、ルール化を図る必要があると思えます。

その上に立って、

- ①一次相談窓口たる地域毎に設置される相談員・相談支援事業所による解決
差別事例によって、地域(町内)、企業・労働機関等と連携した課題解決を行う。同時に必要な事案については、「専門機関」につないで、解決を図る。
- ②二次相談支援—課題把握・整理と地域啓発などを課題とする「自立支援協議会」などの一機関として機能する区の総括機関(直接的な相談機関としては機能しなくてよい)。
- ③紛争解決・あっせんなどを行う福祉・法・労働・企業・行政などの専門的機関
差別を解消するには、より強力な権限と社会的リーダーシップが必要であることから、「調整・解決の機関」の設置が不可欠である。そのため福祉団体の代表・人権機関・労働機関・行政機関等の構成による「第三者機関」が解決を図る仕組み。
あっせん・解決案を受諾しない場合、勧告・公表等のペナルティを課し、「差別解消条例」の実効性を担保することは、その通りと思う。

6 相談支援体制のあり方について

諸橋悟委員

○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか
 ①現在、この差別についての条例検討と同時進行的に「地域福祉(行動)計画策定」が進められようとしており、また介護保険に係る地域包括ケアシステム作りも進行すると思われることから、これらとの有機的な結びつき、または部分的にも一体化が図られる必要があると思われる。実際に機能することを考えると、そのキャッチメントエリアの大きさとして、介護保険では中学校区を単位として包括支援センターを設置しているが、それと重ね合わせて、「各区障害者差別解消地域支援協議会」を設置することが必要と思われる。
 ・26年度より、障害者差別解消地域支援協議会のモデル事業が各地において行われていることからこれを参考に仙台におけるネットワークのあり方を検討すること
 ②現在、障害者施策推進協議会において、各界の方々の意見をうかがう機会があるが、施策推進協議会において、「差別解消条例」の具体のあり方について、報告・意見交換を行い、障害者施策に反映すること
 ③障害者に対する差別観、権利保障の考え方は、常に進化、変化するものと思います良かれと思った福祉施策が時代遅れになったり、その施策の反映たる支援者や福祉サービスのあり方が差別的であることは言うを待たないこと。市における指導監査に加えて、障害当事者を中心とする「権利推進機関」の設置と福祉サービスのチェック活動が必要と思っています。

柴田糸子委員

○一次相談窓口に求められる機能等について、どうあるべきか
 ・差別と感じた障害者と、差別をしたと感じられた側の双方の意見をよく聞き、中立の立場で調整を行うことが、事案の解決には不可欠である。
 ・相談窓口については、障害者やその家族だけではなく、障害のない人や、事業者など利用しやすいことが必要である。
○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか
 ・日常的な相談支援において、解決が図られなかった場合は、紛争解決のため、仲裁機関を有する第三者機関が必要である。
○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか
 ・差別事例への対応においては、関係する法令や処分権限等を有する機関等に適切につなぐなど、既存の仕組みと連携することが重要である。

杉山裕信委員

○一次相談窓口に求められる機能等について、どうあるべきか
 私は今まで14・15年間、仙台市障害者施策推進協議会や、仙台市自立支援協議会を傍聴し続け、そこに提出された資料を読み委員を通じて私の考えを提案させていただいた。この間、仙台市としては相談支援に消極的な姿勢が感じられてきた。計画相談の導入に伴い、相談支援事業所の数は増えたが、計画相談の立案で精一杯というのが実情である。「障害者差別」に関する相談支援ではそういうことではないようにしていただきたい。
 ・障害をもつ人が被る個別・具体的な不利益や差別を解消するためのシステムが不可欠である。
 ・差別を受けた場合に、相談できる場所を設ける(相談センター等)。
 →独立した機関であることが必要と考える
 「障害者差別」に関する研修をして見識を持つ人材を育てる必要がある。
○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか
 紛争解決は「それが差別なのか、差別でないのか」判断に迷うものが増えると予想されるが、できるだけ「障害者を受け入れる」という観点で紛争解決に当たらないと、結局は「障害者を排除する社会」がそのまま続くことになる。
 ・助言や調査、あっせん等ができる機関を設ける(委員会等)。
 →独立した機関であることが必要と考える
 ・調査、あっせん機関のメンバーの過半数は、障害を持つ当事者とする。
 ・首長の名のもとに勧告・公表等ができるようにする。
○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか
 ①差別をなくすための会議体の設置
 ・実際の事例をもとにして、相談、調査、あっせん機関と市が協議し施策や制度へ反映させるための仕組みを設ける
 →障害者差別解消法における「障害者差別解消支援地域協議会」のようなネットワークが必要である。

6 相談支援体制のあり方について

○相談支援体制のあり方について

基本的には、提案されているとおりでよいと思い。
しかし、市役所に直接相談を持ち込むとなると、かなり差し迫ってから、あるいは、追い詰められてからという状況になるのではないか。

差別相談110のような係をお各区に置き、対応してほしい。
視覚障害者の場合は、アイサポートセンターや宮城県の視覚障害者情報センター、視覚支援学校等も相談窓口としての機能を持たせてほしい。

他の障害種別も相談しやすい施設にそのような窓口を設置してはどうか。
障害種別によりその対応はかなり複雑であり、多岐にわたることが予想される。

相談員には、しっかりした研修をさせてほしい。
そして、紛争解決機関として、第三者(行政とは別の独立した紛争解決委員会)を創設していただき、解決に当たってほしいと思う。

○条例の名称

ともにくらしやすい杜の都の社会作り実現条例
このような、わかりやすい仙台らしいネーミングになり、障害者の理解・啓発が進むようなものになってほしい。
対象は、障害者だけでなく総合福祉法でも入っているように病弱者やリハビリ中の方々も含めたものにしてほしい。

○一次相談窓口求められる機能

1 コーディネート力
常に「差別に関する問題である」ことを意識して相談がなされるわけではないこと、複数の問題が絡み合うことがあることからすると、相談の内容を整理し、次にどこにつなげたらよいか、どの機関、どの関係者が解決を導くために必要か、課題を整理する能力、相談者が真に求めるところを聞き出せる能力のある人材が必要。

2 即時対応
気軽に相談する人ばかりではなく、逡巡した末に相談する人がいるであろうことを思うと、相談者が相談しようと思いついたタイミングを聞き逃さずに話をきく体制であること。「担当者不在」が続くと相談する意欲が失われるのではと懸念する(先日の意見交換会で思ったこと)。

○紛争解決の仕組み

何を「売り」にするのか明確にすること
紛争解決の仕組みとしては、現在でも、各法に基づくあっせん・仲裁、民間ADR、裁判所での訴訟・調停等が存在するが、あらたに紛争解決の仕組みを作るのであれば(あるいは既存のものを利用して整備を図るのであれば)、当事者が、他の紛争解決の仕組みではなく、あらたな紛争解決の仕組みを選ぶ理由(紛争解決機関からすれば「売り」)は何かを意識する必要がある。

法律上、行政も事業者も不当な差別的取扱いは禁止されるが、合理的配慮は事業者には努力義務であり、既存の紛争解決では今まであまり扱ったことのない分野であろう。また、障がいのある人の社会参加を実現するには、差別的取扱がなくなるだけでは不十分であり、合理的配慮を具体化する作業が欠かせないところ、合理的配慮については個別性が強い内容になることもある。

このような特徴を踏まえると、対話を主眼とし、当事者同士の理解・納得に基づく自主的解決を援護しつつ、解決のための道筋を当事者とともに作り上げることが紛争解決の仕組みに求められる機能と考える。障がい当事者のみならず、相手方からも一定の信頼関係を得られなければ解決は難しく、質の確保は当然欠かせない。

○他機関との連携や地域におけるネットワークづくり

連携する前に、さまざまな機関がある中で、お互いに、何をやっているのか(何ができるのか)理解しているのだろうか(私はいまいち分かっていない)。

高橋秀信委員

橋本治子委員

7	その他
	(1) 条例の名称について
市川委員	何を目的とした条例なのかをはっきりさせるため、「差別禁止」か「差別解消」かの議論を改めて行い、全体の共通認識を確立した上で検討すべきと考えます。
鈴木（清）委員	障害理解の促進やそのための施策の実施を盛り込む前提で考えれば「差別解消」という主旨とすべきと考える。
佐々木委員	「差別をなくすための条例」としたい。 理由:「差別を解消する」という表現よりは積極的に、「差別を禁止する」という表現よりは優しく、前向きに「なくす」という表現を用いた名称の条例を通じて、仙台市民の生活の中から差別をなくしていきたい。
諸橋委員	「条例の名称」については、関る課題が広いことから、差別解消や差別禁止より、権利保障や擁護の言葉が入ることが望ましいと思います。
杉山委員	(1) 名称は、障害をもつ人への差別をなくし、市民全体の共生社会を構築するということが明確にわかるように、「差別の禁止」または「差別の解消」という語を使用すべき。 (2) 見直し規定について 見直し規定条例は、社会情勢を考慮し、数年ごとの見直しを明記する。 (3) 条例をつくるにあたっての要望について 施策推進協議会では現在、少しずつ議論が深まってきてはいるが、実状としては意見発表をしている状況であり議論にはなっていない。 また、協議会で出た意見や検討事項が、次回の協議会に反映されておらず、協議会で確認や話合われなまま進められている。このように、協議会の委員から出た意見のもとに進められるのではなく、時間に追われた中で決められることに危機感を感じます。どうか、拙速な議論ではなく、市民や委員の意見を反映させてながら、議論を深めていただきたい。
千葉委員	「障害のある人もない人も暮らしやすい町 仙台」的な名称で良いと思う。
高橋（秀）委員	ともに暮らしやすい杜の都の社会づくり実現条例 このように、わかりやすい仙台らしいネーミングになり、障害者の理解・啓発が進むようなものになってほしい。 対象は障害者だけでなく総合福祉法でもはいつているように病弱者やリハビリ中の方々も含めたものにしてほしい。
久保野委員	仮に、本条例において差別の定義に「合理的配慮をしないこと」を含めるのだとしたら、「差別禁止」条例という名称は適切ではないと考えます。本条例が市民まで対象にすることを考えると、合理的配慮については、禁止よりも障害理解の促進による奨励が先行する方が良いのではないかと考えるからです。
中村（晴）委員	(1) 条例の名称について * 現在検討している名称は長すぎて曖昧。法律にそろえて「障害者差別解消条例」もしくは「障害者差別禁止条例」でもよいのではないか。
白江委員	◎差別禁止条例 ◎まず、差別の本質を伝え、差別を許さない市民宣言的意味を持たせる。

その他	
(2) 障害の表記について	
市川委員	基本的には法律で示された表記「障害」及び「障害者」でよいと考えます。障害当事者が別の表記を望むかどうかについて、私も尋ねたことがあります。賛否両論で、それぞれの思いがあるようでした。
鈴木（清）委員	基本的には「障害」の表記で良いと考える。 変える理由とその意味を明らかにすることが出来れば、変えることに反対するものではないが、条例ということを考えれば、市民にも理解できる説明が必要と考えるため。
諸橋委員	障害の表記については、法の通りで良い。ひらがな表記であっても現実には変わらない。言葉遊びは意味がないし、無駄な議論。 以前にも書いたが、表記について論議しても、背景にある実態が変わらない限り、意味はなく、不明感が増すだけである。「障害」がその人に対するレッテルやスティグマではなく、社会のあり方の問題、『社会的障壁＝障害』として、制度的にも社会意識としても変わることを、それを課題として示すことが重要です。
杉山委員	条例の会仙台では、障害の表記をテーマにしたトークカフェを開催したが、結局は結論が出ず「障害」と書いている。「障害」の表記を考えることは「障害者と社会との関係性」を考えることに他ならず、協議会の中でも、しっかりとした議論をすべきである。
千葉委員	仙台市が発行している「ふれあいガイド」内の表記で良いのではないかとと思う。
久保野委員	法律で採用されている表記と異なる表記を採用するには、積極的な理由を示すための議論が求められると思います。
白江委員	・そのままが良い ・なぜ、こういう表現が使われているのかという議論も重要な検討課題になり得る。